

## 令和5年度港湾整備事業特別会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づき算定した資金不足比率について、次のとおり公表します。

1. 会計名

港湾整備事業特別会計

2. 資金不足比率

－％

3. 議会報告日

令和6年11月18日

※資金不足比率欄の「－」は資金不足額が生じていないことを表しています。